

きびしんリフォームローン「リリーフ」

【2025年4月1日現在】

1. 商品名(愛称)	●きびしんリフォームローン「リリーフ」
2. ご利用いただける方	●借入時の年齢が満18歳以上で完済時の年齢が80歳以下の方 ●当金庫の営業地域に居住または勤務している方 ※住居が本人または同居の配偶者、親または子の所有物件であること ●安定・継続した収入のある方 ●団体信用生命保険に加入できる方 ※ご融資期間が15年以内の場合は、加入は任意(加入できない方を含む)とします。 ●過去に不渡り、延滞等の事故がなく、(株)ジャックスの保証を受けられる方 ●リフォームローン、または住宅ローンの借換を資金用途に含む場合、その借換対象ローンで直近6ヶ月以内に返済遅延がない方 ●当金庫の会員となれる方 ①当金庫の地区内の住所または居住を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ◎上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。 なお、会員となっていたかなくてもご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
3. お使いみち	●住宅の増改築および住宅設備機器購入資金 ●バリアフリー工事および介護機器購入資金 ●キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム資金 ●エコキュート、太陽光発電システム購入資金 ●耐震強化工事資金等 ●上記のリフォーム資金とリフォームローンの借換を合わせた資金 ●上記のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金 ※住宅ローンの返済実績が5年以上あること ●上記資金と同時に家電、家具を購入、または買い替えをするための資金 ●リフォームローンの借換え資金 ●10kw以上50kw未満の産業用太陽光発電システム ※但し、自宅敷地外に設置される太陽光発電システムは対象外となります。
4. ご融資限度額	●10万円以上1,000万円以内(1万円単位) ※借換え資金のみの場合は、対象ローンの残高を上限とします。
5. ご利用期間	●6ヶ月以上20年以内 ※借換え資金のみの場合は、対象ローンの残存期間を上限とします。 ※団体信用生命保険に加入できない場合は、融資期間が15年以内となります。
6. ご融資利率	●当金庫所定の利率を適用させていただきます。 【6ヶ月、3年変動金利型】 ◎利率の見直しは、金庫店頭表示金利を基準として、6ヶ月、3年後のお借入応答月の1日を見直しの基準日として新利率を決定します。変更後の新利率は、基準日の2ヶ月後の約定返済日の翌日から適用されます。 ※3大疾病およびがん団信住宅ローンについては、金利が年0.3%上乘せとなります。 ※原則として、当初のご融資利率は、実行日現在の利率となり、お申込日現在の利率とは異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※当初のご融資利率は、原則として毎月適用利率を見直します。 ※原則として、当初のご融資利率は、実行日現在の利率となり、お申込日現在の利率とは異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
7. ご返済方法	●元利均等割賦返済 ●ボーナス併用返済も可能です。(但し、ご融資金額の50%以内です。)
8. 団体信用生命保険	●団体信用生命保険の加入を条件とします。但し、融資期間が15年以内の場合は、団体信用生命保険への加入は任意(加入できない方を含む)とします。
9. 保証人・担保	●連帯保証人および担保は不要です。
10. 保証料	●保証料は分割支払いとなります。

11. 付帯サービス	<p>●居住不能信用費用保険が付帯されます。 ※本ローンの残高がある場合に限りです。 ※全壊・大規模半壊の場合6ヶ月、半壊の場合3ヶ月、毎月のローン返済相当額が保険金として支払われます。</p>
12. 手数料	<p>●事務手数料(保証料一括払の場合) 55,000円(税込) ●融資条件の変更(借入期間、返済日、返済金額、金利) 11,000円(税込) ●繰上げ返済手数料 300万円未満 11,000円(税込) 300万円以上 55,000円(税込)</p>
13. 金利情報の入手方法	<p>●金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</p>
14. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。</p> <p>●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。</p>
15. その他	<p>●お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。 ●お申込み時に必要な書類が全て揃いましたら審査をいたします。 ●審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ●住宅ローン商品の内容、現在のご融資利率、ご返済額の試算、資金計画、ご相談等につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。</p>

吉備信用金庫

2021-223